**プライバシーマーク付与適格性新規審査申請書類について**

**必ず注意事項を確認して記入をしてください。**

**申請書類に不備があった場合は返却させていただきます。**

**申請書について**

**〇様式１～様式９は片面印刷とし、見だしは不要です。**

**〇法人番号は１３桁。**

**★社会保障・税番号制度 国税庁法人番号公表サイトで確認できます。**

**〇登記事項全部証明書（写可）、定款も穴を開けて綴じてください。**

**〇様式１、様式８、様式９は代表者の役職を記載し代表者印を押印**

**してください。**

**〇様式５ 個人情報保護体制の注意事項を確認してください。**

**紙製品で**

**添付書類**

**〇内部規程はＡ４サイズ縦の用紙を両面印刷とする。**

**〇見出しは必ず「規程等の名称」を記入してください。**

**★書類審査に不向きなのでＰＰ製品の見出しは使用しないでください。**

**★審査員は「様式６個人情報保護マネジメントシステム文書の一覧」に沿って審査を**

**行いますので、別途文書一覧を作成する必要はありません。**

**〇書類をホチキス止めや製本はしないでください。**

**〇教育、監査の計画、実施記録を添付してください。**

**★教育の受講者記録に個人名を記載している場合はマスキングしてください。**

**〇縮小コピー等で文字が判読できない場合は再提出となります。**

**申請書提出の際はこのページは外してください。**

**以上**

**合併に基づくプライバシーマーク付与適格性審査申請書**

様式１ｃ

一般社団法人情報サービス産業協会　殿

申請日：２０　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号 | ０００００００００００００ | |  | |
| 申請事業者名称  ※登記事項証明書の商号 | 株式会社 | | | |
| 登録番号  ※全10桁AAnnnnnn(mm) | １１００００００（００） | | | |
| 本店所在地  ※登記事項証明書の本店表記 |  | | | |
| 代表者役職 |  | 代表者 |  | 代表者印 |

当社は、プライバシーマーク制度の趣旨に賛同し、下記の事項について誓約するとともに「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」に定める欠格事項に該当しないことを確認し、同要領のほか、一般社団法人情報サービス産業協会が定める「プライバシーマーク指定審査機関組織規程」、「プライバシーマーク付与適格性審査手続規程」に従い、「プライバシーマーク指定審査機関業務に係る秘密保持規約」を承諾した上で、別紙の通りプライバシーマーク付与適格性審査を申請します。

記

１．「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年五月三十日法律第五十七号）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）を遵守すること。

２．プライバシーマーク付与適格性審査のために必要なすべての情報を開示すること。

３．貴協会に開示する情報の一切は、事実であること。

以上

**【申請資格の種類】**※該当する□をチェックしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □JISAの正会員企業 | | |
| □正会員である親会社がJISAで受審、かつ従来から子･関連会社として継続してJISAで受審してきた事業者 | | |
| JISA正会員の**名称**および**登録番号**： | 株式会社 | １１００００００（００） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請担当者  ※会社法上の監査役は不可 |  | | |
| 所属・役職 |  | | |
| 勤務先所在地 | 〒 | | |
|  | | |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス  (大きく明確に) | ＠ | | |

※申請担当者は「管理職者」である必要はありません。常に審査員と連絡をとれる方１名を記入してください。

※登録できるメールアドレスは１つです。

１．合併した事業者

存続する登録番号をもつ事業者の**合併前の内容を**(1)にご記入ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号 | ０００００００００００００ | |  | |
| (1) 事業者名称 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 資本金 | 円 | 従業員数 | | 名 |
| プライバシーマークの取得状況 | | 登録番号：１１０００００（００） | | |

消滅する事業者の**合併前の内容**を(2)、(3)、(4)に必要な数記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号 | ０００００００００００００ | | | |
| (2) 事業者名称 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 資本金 | 円 | | 従業員数 | 名 |
| プライバシーマークの取得状況 | | □有  □無 | 有の場合　登録番号： | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号 | ０００００００００００００ | | | |
| (3) 事業者名称 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 資本金 | 円 | | 従業員数 | 名 |
| プライバシーマークの取得状況 | | □有  □無 | 有の場合　登録番号： | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号 | ０００００００００００００ | | | |
| (4) 事業者名称 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 資本金 | 円 | | 従業員数 | 名 |
| プライバシーマークの取得状況 | | □有  □無 | 有の場合　登録番号： | |

２．合併日　　　　　２０　　年　　月　　日

３．合併後のプライバシーマークの継続付与適格性を受ける事業者について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (1) 主たる事業及び売上比率 | | | |
| ① | | 売上比率 | ％ |
| ② | | 売上比率 | ％ |
| ③ | | 売上比率 | ％ |
| ④ | | 売上比率 | ％ |
| (2) 合併後存続を希望する登録番号 | １１０００００（００） | | |

※次の様式２～様式５については合併後の事業者の内容をご記入ください。

**会 社 概 要**

様式２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請事業者名称 | 株式会社 | | | |
| 代表者**役職**・氏名 |  | | | |
| 本社所在地  ※郵便番号不要 |  | | | |
| 設立年月日 | ００００年　　月　　日 | | | |
| 資本金 | 万円　　　　※単位に注意 | | | |
| 売上高  ※直近のもの | 万円　　　　※単位に注意 | | | |
| 従業者数  ※直近のもの | ・役員 | | 名 | ・請負契約における他社の常駐社員は含まれない。  ・外部へ出向している社員は正社員とする。  ・役員は常勤/非常勤にかかわらず登記事項証明書に記入された全員を対象とすること。 |
| ・正社員 | | 名 |
| ・契約社員 | | 名 |
| ・受入派遣社員 | | 名 |
| ・出向社員 | | 名 |
| ・ﾊﾟｰﾄ･ｱﾙﾊﾞｲﾄ等 | | 名 |
| 合計 | | 名 |
| 事業者のＵＲＬ | ・ | | | |
| 個人情報保護方針  を表示するＵＲＬ | ・ | | | |
| 認定個人情報保護団体  ※加入は任意ですので加入の有無については各自で確認してください。 | ※☑チェックしてください。  □(一財)日本情報経済社会推進協会  　□(一財)日本データ通信協会　電気通信個人情報保護推進センター  □その他（　　　　　　　　　　　　）  対象事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律施行令」に基づいて、対象事業者となっている当該認定個人情報保護団体の名称及び、苦情の解決の申出先を『本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）』に置かなければなりません。（管理策A.3.4.4.3に準拠） | | | |
| ＥＵ域内との個人データの移転に係る取扱いについて | * ある   □　ない | トップインタビューの際に「補完的ルール」への対応が必要な事業の有無についてトップマネジメントがどのような認識を持っているか確認する。 | | |
| 個人情報の入力を行う全てのＵＲＬ  ※委託サイトも含む | ・  ・  ・ | | | |

**取扱う個人情報の概要**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式３ | 個人情報を  取扱う業務 | 個人情報に  含まれる項目  （氏名，住所，電話番号など） | 件 数 （概数） | 入手・取得方法  （直接取得／間接取得／受託） | 外部委託  有・無 | 個人情報の保管状況  (ｷｬﾋﾞﾈｯﾄの施錠・IDﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ等) |
| 1 |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |

**すべての事業所の所在地及び業務内容**

※個人情報の取扱いの有無に関わらず、すべての事業所を記入。

様式４

※所属している従業者数は「会社概要」の従業者数の合計と一致しなくてもよい。事業者が一カ所の場合は「全員」と記入。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事　業　所 | 所　在　地 | 個人情報を取扱う業務 | 所属している従業者数  (概数) |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |

**個人情報保護体制**

様式５

※会社法上の監査役は体制に含めることはできない。

　個人情報保護監査責任者は他の役割を担う者、又個人情報保護管理者と直属の上下関係にある者など、公平かつ客観的な立場に

　ふさわしくない者でないこと。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | **個人情報保護管理者** | | | | |
|  | フリガナ  氏　　名 | | | 所属・役職： | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： | |
| 2 | **個人情報保護監査責任者** | | | | |
|  | フリガナ  氏　　名 | | | 所属・役職： | |
| **外部監査人**　※親会社等の外部監査を利用する場合に記入。 | | | | |
| (1) 社　名 | | | | |
| (2) | | | | |
| 3 | **個人情報保護教育責任者** | | | | |
|  | フリガナ  氏　　名 | | | 所属・役職： | |
| 4 | **個人情報保護に係る相談窓口の設置状況** | | | | |
|  | (1) 窓口の名称 |  | | | |
| (2) 窓口の連絡方法 | 1.電話番号: |  | | |
| 2.FAX番号: |  | | |
| 3.ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ: |  | | |
| (3) フリガナ  氏　　名 | | | 所属・役職: |  |
| 電話番号: |  |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ: |  |

※４．「個人情報保護に係る相談窓口」の担当者が複数の場合は代表で１名を記入。

**個人情報保護マネジメントシステム文書の一覧**

様式６

**以下の必要提出書類については提出を義務づけられているもの☑、合併後変更となっているものについては左側の□をチェックし、カッコ内に申請事業者が定めた規程名称を記入し提出すること。**

**(1) 申請書類**

☑ **規定書類No.１** プライバシーマーク申請書類

☑合併に基づくプライバシーマーク付与適格性審査申請書（様式１ｃ）

☑ 会社概要（様式２）

☑ 取り扱う個人情報の概要（様式３）

☑ プライバシーマーク付与対象事業所の所在地及び業務内容（様式４）

☑ 個人情報保護体制（様式５）

☑ 個人情報保護マネジメントシステム文書の一覧（様式６）

☑ 認証等の取得・運用状況（様式７）

☑ 欠格事項への該当の有無について（様式８）

☑ プライバシーマーク指定審査機関業務に係る秘密保持規約（様式９）

☑ **規定書類No.２** 登記事項証明書＊申請日より３ヶ月以内に取得した「履歴事項全部証明書」(写しでも可)を提出のこと。

　　　　　　　　　　 閉鎖事項全部証明書　＊申請事業者が登記上消滅する場合は「閉鎖事項全部証明書」(写しでも可)も提

　　　　　　　　　　　　　　　　　　出のこと。（同じ社名でも会社法人等番号が変わる場合など）

☑ **規定書類No.３** 組織の定款（写し）

☑ **規定書類No.４** 業務内容の概要を示す書類（「会社案内」等）

**(2) 個人情報保護マネジメントシステム（ＰＭＳ）文書**

□ **規定書類No.５** 社内規程類

|  |  |
| --- | --- |
| No.5－1  個人情報保護マネジメントシステム運用に係る社内体制図 | □ 組織全体の体制図  □ 個人情報保護に係る体制図  □ 個人情報保護に係る緊急時の連絡・対応体制図 |
| No.5－2  社内規程類の体系図 | □個人情報保護マネジメントシステムの運用に係る社内規程類の体系図  ＊内部向け個人情報保護方針、基本規程、内部規程、情報セキュリティ関連規程、マニュアルなど、申請  時に提出するすべての規程類が網羅されていること。 |
| No.5－3  個人情報保護関連規程 | □ 内部向け個人情報保護方針  □ 内部規程  □ a)個人情報を特定する手順に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ b)法令、国が定める指針その他の規範の特定、参照及び維持に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ c)個人情報のリスクアセスメント及びリスク対策の手順に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □ d)組織の各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任に関する  規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ e)緊急事態への準備及び対応に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ f)個人情報の取得、利用及び提供に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ g)個人情報の適正管理に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ h)本人からの開示等の請求などへの対応に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ i)教育等に関する規程  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ j)文書化した情報の管理に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ k)苦情及び相談への対応に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ l)点検に関する規定　＊「運用の確認」及び「内部監査」に関する規定。  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ m)是正処置に関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ n)マネジメントレビューに関する規定  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ o)内部規程の違反に関する罰則の規定 ＊就業規則（「懲戒」部分の抜粋でも可。  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | □ 様式等  □ 法令、国が定める指針その他の規範の一覧  □ 緊急時の対応記録様式  □ 採用応募者向け個人情報の取扱い（取得・利用・提供・委託・共同利用など）に関す  る告知用文書・同意書ひな形  □ 従業者向け個人情報の取扱い（取得・利用・提供・委託・共同利用など）に関する  告知用文書・同意書ひな形  □ 個人情報の取扱いに関する委託先選定評価票様式  □ 個人情報の取扱いに関する委託先との業務委託契約書・覚書等  □ 開示等の請求の記録様式  □ 苦情及び相談への対応記録様式  □ 運用の確認の記録様式  □ 内部監査における規格（JIS Q 15001:2017）への適合状況チェックリスト  □ 内部監査における運用状況チェックリスト  □ その他（　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| No.5－4  情報セキュリティ関連規程 | □ 入退管理規定  □ 情報（記録媒体）管理規定  □ 不正アクセス対策規定  □ コンピュータウィルス対策規定  □ 社内ネットワーク関連規定  □ ネットワーク端末(パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等)利用規定  □ ＢＹＯＤ利用規定  ＊従業者個人所有のPC、スマートフォン、タブレット端末等について業務で使用することを許可している場合は提出。  □ 電子メール利用規定  □ その他（　　　　　　） |

□ **規定書類No.６** その他の個人情報保護マネジメントシステム文書

|  |  |
| --- | --- |
| No.6－1  ウェブサイト公表事項 | ＊ウェブページのプリントアウトを提出。  ウェブサイトがない場合は下記が掲載された会社案内等を提出。  □外部向け個人情報保護方針  □ 保有個人データに関する事項の周知についての告知 |
| No.6－2  教育実施計画書 | ＊合併に係る対象事業者(存続・消滅両者)の申請時に一番近いものを提出。  □ 西暦２０　　年度教育実施計画書（存続事業者）  □ 西暦２０　　年度教育実施計画書（消滅事業者）  □ 西暦２０　　年度教育実施計画書（消滅事業者） |
| No.6－3  内部監査実施計画書 | ＊合併に係る対象事業者(存続・消滅両者)の申請時に一番近いものを提出。  □ 西暦２０　　年度内部監査実施計画書（存続事業者）  □ 西暦２０　　年度内部監査実施計画書（消滅事業者）  □ 西暦２０　　年度内部監査実施計画書（消滅事業者） |
| No.6－4  その他の計画書 | ＊教育実施計画書、内部監査実施計画書のほかにPMS関連で策定した計画書がある場合。  □ 西暦２０　　年度　　　　　計画書  □ 西暦２０　　年度　　　　　計画書 |
| No.6－5  教育教材 | ＊最新のもの１年分を提出。  □ 教育テキスト  □ 教育の効果測定に使用した確認テスト等 |
| No.6－6  教育実施報告書 | ＊合併に係る対象事業者(存続・消滅両者)の申請時に一番近いものを提出。  □ 西暦２０　　年度教育実施報告書（存続事業者）  □ 西暦２０　　年度教育実施報告書（消滅事業者）  □ 西暦２０　　年度教育実施報告書（消滅事業者） |
| No.6－7  内部監査実施報告書 | ＊合併に係る対象事業者(存続・消滅両者)の申請時に一番近いものを提出。  □ 西暦２０　　年度内部監査実施報告書（存続事業者）  □ 西暦２０　　年度内部監査実施報告書（消滅事業者）  □ 西暦２０　 年度内部監査実施報告書（消滅事業者） |
| No.6－8  是正処置報告書 | ＊パフォーマンス評価(A.3.7)の結果、緊急事態の発生、外部機関の指摘などを通じて明らかになった不適合に対して講じた是正処置。  □ 西暦２０　　年度是正処置報告書（存続事業者）  □ 西暦２０　　年度是正処置報告書（消滅事業者）  □ 西暦２０　　年度是正処置報告書（消滅事業者） |
| No.6－9  個人情報を特定した一覧表及びリスク分析表 | ＊一覧表の中に社外秘事項が含まれている場合には、その部分をマスク処理した上で提出。  申請に添付する書類は２～３の主要部門の個人情報特定一覧表及びリスク分析表でも可。  □ 取り扱う個人情報を特定した一覧表  □ 取り扱う個人情報に対するリスク分析表 |

**公的認定等の取得・運用状況**※該当する□をチェックしてください。

様式７

(1)「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」による認証取得の有無

□ 有[　カ所取得] □ 無

(2)「ＩＴサービスマネジメントシステム適合性評価制度（ITSMS）による認証取得の有無 □ 有[　カ所取得] □ 無

(3) ＩＳＯ９０００シリーズによる認証取得の有無

□ 有： [ カ所取得] □ 無

(4) ＩＳＯ１４０００シリーズによる認証取得の有無

□ 有： [ カ所取得] □ 無

(5) 経済産業省「システム監査企業台帳」への登録の有無

□ 有： 登録 （２０ 年） □ 無

(6) 経済産業省「情報セキュリティ監査企業台帳」への登録の有無

□ 有： 登録 （２０ 年） □ 無

(7) 厚生労働省「労働者派遣法」に基づく一般労働者派遣事業の許可の有無

□ 有 □ 無

(8) 総務省「電気通信事業法」に基づく登録・届出の有無

　 　□　登録　　　　　　　　　　　□　届出 □ 無

(9) その他個人情報保護に関する認証を取得している場合は認証の名称をご記入ください。

　 （認証名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

以 上

２０　　年　　月　　日

様式８

一般社団法人情報サービス産業協会　殿

**欠格事項への該当の有無について**

申請事業者名称

代表者**役職**・氏名　　　 　代表者印

一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」（JIP-PMK510）に定める欠格事項について、下記の通り事実と相違ありません。

記

(1) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。以下この項において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる事業者ではないこと。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ　「個人情報の保護に関する法律」の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

ハ　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に基づき指定暴力団又は暴力団連合に指定された暴力団の構成員である者

(2) 申請の日前3か月以内に、次のいずれかに該当する事業者ではないこと。

イ　プライバシーマーク指定審査機関（以下「審査機関」という。）から否認決定を受けた事業者

ロ　審査料及び審査に係る旅費（交通費、宿泊料等）の支払いがなく審査の打切りを受けた事業者

(3) 申請の日前1年以内に、次のいずれかに該当する事業者ではないこと。

イ　審査機関が審査の過程において次の事項を発見したため、審査を打ち切った事業者

① 申請に係る事項に虚偽があったとき

② 申請者の従業者以外の者が審査に立ち会ったとき

ロ　付与の取消しを受けた事業者

ハ　付与契約の解除を受けた事業者

(4) 「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」3.2.3に基づき、付与の一時停止の措置が決定した事業者は、その停止期間ではないこと。

以上

**プライバシーマーク指定審査機関業務に係る秘密保持規約**

様式９

（目的）

**第１条**本規約は、一般社団法人情報サービス産業協会（以下「協会」という。）がプライバシーマーク付与適格性審査（以下「付与適格性審査」という。）を実施するにあたり、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「付与機関」という。）が定める「プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準」の付属書「プライバシーマーク付与適格性審査に関する標準約款」第3章に基づき、付与適格性審査を申請した事業者及び付与適格決定を受けた事業者（以下「事業者」という。）によって開示された情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（秘密情報）

**第２条**本規約において秘密情報とは、協会が審査機関業務を行うに当たり、事業者によって書面、電磁的方法、口頭その他の方法により開示された技術上、営業上その他一切の情報をいう。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まない。

一　秘密保持義務を負うことなく協会が既に保有している情報

二　秘密保持義務を負うことなく協会が第三者から正当に入手した情報

三　事業者から開示を受けた情報に関係なく、協会が独自に収集した情報

四　開示を受けたときに既に公知であった情報

五　開示を受けた後、協会の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

（秘密情報の取扱い）

**第３条**　協会は、秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって保管・管理しなければならない。

２　付与適格性審査の一部を、協会が契約するプライバシーマーク審査員（以下「審査員」という。）に行わせるときは、協会は審査員に対して本規約と同等の秘密保持契約を締結し、これを遵守させる義務を負うものとする。

３　協会は、秘密情報を審査機関業務のためにのみ利用し、それ以外の目的には利用してはならない。

４　協会は、事業者から提供を受けた紙又は記録媒体で秘密情報を記録したもの（以下「秘密情報媒体」という。）については、必要な範囲を超えて複製してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

一　法令に基づく場合

二　付与適格性審査を円滑に行うために、事業者を特定することが不可能な状態に加工した上で必要最小限の範囲で複製する場合

（審査機関業務の委託）

**第４条**協会は、秘密情報の取扱い（保管、廃棄、移送等）を第三者に委託する場合には、当該委託先に対して本規約と同等の秘密保持契約を締結し、委託先を監督する義務を負うものとする。

（第三者提供の禁止）

**第５条**協会は、事業者の書面による同意がある場合を除き、秘密情報を第三者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

一　法令に基づく場合

二　付与機関の定める基本綱領その他のプライバシーマーク制度に係る各種規程に基づく場合

三　協会が定めるプライバシーマーク付与適格性審査手続規程その他プライバシーマーク制度に係る各種規程に基づく場合

四　事業者がプライバシーマーク付与契約の更新に当たって、他の審査機関に申請し受理されたために、協会が秘密情報媒体を当該審査機関に移管する場合

五　第4条の規定により第三者に委託する場合

（返還又は廃棄）

**第６条**　協会は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、事業者が返還を求めないときは、協会の定めるところにより秘密情報媒体を廃棄するものとする。

一　事業者がプライバシーマーク付与契約を更新せず当該契約の有効期間を終了した場合

二　事業者が付与適格性審査を取り下げた場合

三　事業者が付与適格性審査の打切りの措置を受けた場合

四　事業者が付与適格決定の取消措置を受けた場合

２　前項各号のいずれかに該当する場合で、事業者が秘密情報媒体の返還を求めるときは、協会は当該事業者にその費用を請求することができる。

（有効期間）

**第７条**本規約は、協会がプライバシーマーク付与適格性審査の申請書を受領したときから効力を生じる。

２　本規約に定める秘密保持義務の有効期間は、第6条第1項各号のいずれかに該当する事項が発生した時から2年間とする。

３　前項の規定にかかわらず、第3条及び第5条の規定は、前項に規定する期間を過ぎてもなお有効とする。

（事故への対応）

**第８条**協会は、協会又は委託先において秘密情報の漏洩、滅失等の事故が発生したときは、直ちに事業者に報告するものとし、双方協議の上必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償等）

**第９条**協会が本規約の条項に違反した場合、事業者は当協会に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

（管轄裁判所）

**第10条**本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（規約の改正）

**第11条**本規約は、プライバシーマーク審査会における審議を経て改正し、当協会のWebサイトにて改正内容及び施行日を公表する。

（平成24年4月1日施行）

上記の内容について承諾の上、プライバシーマーク付与適格性審査を申請します。

　２０　　年　　月　　日

申請事業者名称

代表者役職・氏名 代表者印